



2006年11月8日(水)

国連気候変動枠組条約第12回締約国会議・京都議定書第2回締約国会合

2006年11月7日(火)

京都議定書に基づく附属書I国の更なる約束に関するアドホック・ワーキンググループ (AWG) は火曜、セッション内ワークショップを終日開催し、附属書I国の更なる約束の科学的根拠や附属書I国の排出傾向、緩和ポテンシャル等について重点的に討議した。また、午前にはSBSTAが開催され、途上国における森林減少による排出量や、研究及び系統的観測、UNFCCCおよび京都議定書の下での手法問題、その他様々な問題について検討した。午後にはSBIが開催され、UNFCCCの資金メカニズム、教育や社会の認識、キャパシティビルディング、気候変動の悪影響およびその対応策 (UNFCCC 4条8項、4条9項)について取り上げた。

AWG ワークショップ

AWGではAWG副議長Luiz Alberto Figueiredo Machadoが議事進行を行い、セッション内ワークショップが開催された。

**更なる約束のための科学的根拠:** 温室効果ガスの濃度安定化について、気候変動に関する政府間パネル (IPCC)のBert Metzが、IPCC第3次評価報告書で提示されたシナリオについて見直しを行い、これから発行される第4次評価報告書では気候感度や、すべての温室効果ガス安定化の算定、新たな緩和オプション、第3次評価報告書でまとめられた数値を下回る安定化目標を目標をテーマとして取扱うと述べた。

欧州委員会のArtur Runge-Metzgerは、大気中濃度450ppmでの安定化をベースに、地球の気温上昇を2°C以下に抑制することをEUの政策目標として合意したことについて説明し、これは米国が参加すると想定した上で、2050年までに先進国が60-80%の排出削減をしなければならないことを意味すると述べた。

ノルウェー環境省のHarald Dovlandは、ノルウェーも長期的2°C目標という“期待目標”を掲げていることを指摘した。将来の政策については、ノルウェー低排出委員会からの勧告、再生可能エネルギー、CO2回収・貯留の開拓・開発、啓発向上のためのキャンペーンなどを重点項目としていることを強調した。

The Earth Negotiations Bulletin © <enb@iisd.org> の執筆者、編集者: Suzanne Carter, Xeny Chery Scanlon, Peter Doran, Ph.D., María Gutiérrez, Miquel Muñoz, Chris Spence, デジタル編集者: Dan Birchall, 編集長: Pamela S. Chasek, Ph.D. [pam@iisd.org](mailto:pam@iisd.org), IISDレポーティングサービス責任者: Langston James "Kimo" Goree VI [kimo@iisd.org](mailto:kimo@iisd.org), ENBのSustaining Donorは以下の国政府です。アメリカ合衆国政府(国務省・海洋国際環境科学局経由)、カナダ政府(CIDA経由)、英国政府(国際開発省経由)、デンマーク外務省、ドイツ政府(連邦環境省BMU、連邦開発協力省BMZ経由)、オランダ外務省、欧州委員会(DG-ENV)、イタリア環境領土自然保護局、2006年のENBへの全体的な支援は以下の機関、国政府より提供されています。国連環境計画(UNEP)、スイス環境森林国土庁(SAEFL)、オーストラリア政府、オーストラリア連邦環境省、ニュージーランド外務貿易省、SWAN International、日本環境省(地球環境戦略研究機関IGES経由)、日本経済産業省(地球産業文化研究所GISPRI経由)。ENBのフランス語訳にあたってはInternational Organization of the Francophonie (IOF) 及びフランス外務省、スペイン語訳についてはスペイン環境省より支援が提供されています。日本語の翻訳はGISPRIが行っています。ENBに掲載される意見は執筆者のものであり、必ずしもIISDや他の支援者・支援団体の意見を反映したものではありません。ENBの抜粋・引用は、適切な学術的引用とともに、非営利の出版物にのみ可とします。ENBおよびレポーティングサービスに関するお問い合わせはIISDレポーティングサービス責任者まで <kimo@iisd.org>, +1-646-536-7556 or 212 East 47th St. #21F, New York, NY 10017, USA, 2006年UNFCCCナイロビ会議のENBチーム連絡先はメールアドレス [chris@iisd.org](mailto:chris@iisd.org)。

日本の外務省の西村六善は、UNFCCCの濃度安定化目標について強調し、次期約束期間では“Kyoto toolbox（京都の道具箱）”に加えて新たなツールと戦略をもった実効性ある枠組みを通じて安定化を達成すべきだと述べた。また、プロセスの崩壊はないとする場合、締約国間の“負担分担における公平性と衡平性”が必要だと述べた。附属書I国の多くがリーダーシップを示していないとのサウジアラビアの意見に対し、西村は「日本は気候変動に対して“死にものぐるいで取り組んでいる”と返答した。

ブラジル科学技術省のJosé Domingos Gonzalez Miguezは、歴史的責任を強調し、排出量から気温上昇に重点をシフトしたブラジルの提案について紹介した。フィンランドは、AWGが歴史的責任だけでなく差別化の手法（differentiation methodologies）について検証するよう提案したことに対し、カナダは「そうした責任は“微妙な違った意味合い”がある」と述べた。AWGのZammit Cutajar議長は、こうした幅広い歴史的アプローチを附属書I国の更なる約束に関する現行の協議で検討すべきものかどうかとの見解を示した。

**附属書I締約国の排出傾向と緩和ポテンシャル:** UNFCCC事務局のSergey Kononovは、附属書I国の排出量が上昇していることを指摘し、一部締約国の排出をとりまく現状とLULUCFとの関連性や運輸部門の排出量の伸び率の高さを強調した。南アフリカ環境・観光省のAlf Willsは、将来約束を決定するための衡平性あるアプローチの土台として累積排出量のデータを活用することが重要だとし、途上国が持続可能な発展を実現するための余白を与えるものとなると強調した。ノルウェーは、ワークショップ中に途上国の排出削減目標について討議されなかった模様だとの所感を述べた。

ニュージーランドのAdrian MaceyとHayden Montgomeryは、農業部門からのCO<sub>2</sub>やN<sub>2</sub>O排出緩和について紹介し、緩和オプションは限られているとし、国際研究の強化を呼びかけた。

西村六善は、日本のエネルギー効率とGDP成長と排出量の問題の切り離しについて強調するとともに、技術革新を推進する市場メカニズムよりも政策や措置が重要であると強く述べた。

Artur Runge-Metzgerは、CDMを通じた排出量オフセットでは気候の問題を解決できないと強調した。また、提案されている気温上昇2°C抑制目標を前提にすると、仮にすべての附属書I国が国内対策を通じてそれぞれ排出削減目標を達成した場合、地球規模の排出量安定化シナリオのインパクトは限定的であると指摘した。

その後の協議で、ツバルは、すべての排出大国や主要排出部門の参加と適応コストの検討の必要性があると強調した。南アフリカは、衡平性の問題は根元的なところから解決しなければならないと述べた。ニュージーランドは、衡平性のテーマを強調、排出量の上昇傾向の抑制に関する仮説について疑問を唱え、セクター別アプローチが重要だと強調した。

## SBSTA

**森林減少による排出量の減少に向けて:** 事務局はローマで行われた適応ワークショップ (FCCC/SBSTA/2006/10)について紹介した。多くの締約国が第2回ワークショップの開催とワークショップの作業域をさらに検討することを支持

した。ツバルは、先住民の見解を今後の会議や提出意見書の中に盛り込むよう提案し、気候変動に関する国際先住民フォーラムがこれを支持した。米国は技術や手法問題ならびにデータ可用性について重視する案に賛成し、ブラジルは政策面重視案を支持した。スイスは、環境十全性グループのため、環境サービスの重要性を強調した。タンザニアは、バイオマスと市場メカニズムのアクセス問題を強調した。インドネシアと地球環境センターは、炭素周期における泥炭地（PEATLAND）の役割を指摘。ネパールは、地域の林業について強調した。Hernan Carlino (アルゼンチン)とAudun Rosland (ノルウェー) がコンタクトグループの共同議長を務める。

**研究および系統的観測:** 全球気候観測システム (GCOS)は、報告ガイドラインの見直し(FCCC/SBSTA/2006/MISC.12)と地域別ワークショップ・プログラム(FCCC/SBSTA/2006/MISC.13)について紹介した。地球観測衛星委員会 (CEOS) は、GCOS実施計画(FCCC/SBSTA/2006/MISC.14)への協調行動について紹介した。オーストラリア、ノルウェー、EUは、観測衛星システムの改善案を支持した。スイスは、衛星のキャリブレーション及び各種モデルへのインプットを提供する現場の観測所がひきつづき必要であることを強調した。Stefan Rösner (ドイツ)とSoobaraj Nayroo Sok Appadu (モーリシャス) がコンタクトグループの共同議長を務める。

**UNFCCCの下での手法問題:** 事務局がGHGインベントリに関する技術レビューと最新ガイドライン(FCCC/SBSTA/2006/INF.6; FCCC/SBSTA/2006/9)について紹介した。Kumarsingh議長は、2007年にGHGインベントリの見直しが行われる予定であると締約国の注意を喚起し、決定書草案の作成を提案した。

**京都議定書の下での手法問題: HFC-23破壊目的の新規HCFC-22生産施設にCDMクレジットを授与することの意味**  
**合い:** 事務局は本件 (FCCC/SBSTA/2006/MISC.11)について紹介。アルゼンチンとEUは、UNFCCC事務局、IPCC、CDM理事会との協議の上、HCFCs の減産についてアセスメントを行い、CDMがHCFC-22製造にあたる影響について協議するとのもントリオール議定書の締約国の決定を歓迎した。Lambert Schneider (ドイツ) が非公式協議を執り行う。

**GHGインベントリに関する問題:** 事務局は、国別報告書のレビューに関する京都議定書8条に基づくレビュー専門家のための教育訓練プログラムについての実績(FCCC/SBSTA/2006/INF.7)を紹介した。Kumarsingh議長は京都議定書7条1項 (毎年インベントリ) に関するレビュー、特に決定書26/CMP.1 (レビューの時期と作業範囲)を締約国が自主的に開始するよう提案した。結論書草案が作成される予定。

**京都議定書 2条3項:** EUは、議定書2条3項(政策措置の悪影響)が他の議題項目の下で取り上げられたことを指摘。日本は、京都議定書3条14項 (悪影響) の議論と本項目の議論を一本化するよう提案した。サウジアラビアは、G-77/中国の立場から、それぞれ別個の問題であると述べた。ガーナは、本件が単にOPECの問題ではなく、先進国の政策措置が貿易に与える影響などを含めて幅広く討議される問題であると述べた。 Kumarsingh議長が非公式協議を行う。

**バンカー燃料油:** 国際海事機関 (IMO)は、国際海運の排出量に関するIMOの作業について報告し、海底下地層の炭素隔離をみとめたロンドン条約の新改正について説明した。クウェートは、サウジアラビアとともに、本議題項目の削除

を提案した。これに対して、EU、日本、ノルウェーなどの締約国が反対を唱えた。中国は、いかなる決定も京都議定書2条2項（附属書I国の数値目標とモントリオール議定書）に厳格に従うべきであり、また決定は附属書I締約国だけに適用されるべきだと述べた。IMOは、海運上の排出量に関するベンチマーク設定を提案した。Kumarsingh議長が非公式協議を行う。

## SBI

**UNFCCCの資金メカニズム: 特別気候変動基金 (SCCF) :** EU とスイスは、SCCFを完全運用させる必要があると強調した。Becker議長は本件をBubu Pateh Jallow (ガンビア)が調整役を務める非公式協議に付託した。

**資金メカニズム第3回レビュー:** EU、米国、スイスは、地球環境ファシリティ (GEF) が効果を上げているとしてGEF第4次補填を歓迎した。フィリピンは、G-77/中国の立場から、GEFの現状とGEF資金割当枠組 (RAF) に懸念を表明した。中国は、GEFの実施・執行機関の状況を評価すべきだと述べ、韓国はGEF資金が排出削減にどのような効果があったか検証することを提案した。バングラデシュは、後発開発途上国 (LDCs) のために、RAFに脆弱性指標を入れるよう強く求めた。

**GEF報告書:** 報告書(FCCC/CP/2006/3)の中で、GEFは第4次補填で気候変動が最大の割当となったことを協調。G-77/中国は、GEF側も実行に予測できる可用性ある資金について報告するよう要請した。ザンビアは、RAFの指示的割当がほとんどの途上国に不利に働いていると述べた。ミクロネシアは、排出削減ポテンシャルに関するRAF指標は小島嶼後発途上国 (SIDS) の不利益となると述べた。EU は、RAFの中間レビューを強調。米国は、GEFで特に炭素回収・貯留 (CCS)技術をさらに検討するよう奨励した。一方、ツバルは、そうした技術が再生可能エネルギープロジェクトにとってマイナスのインセンティブとして働く可能性があるとして述べた。エジプトは、GEFがバイオ燃料向け融資を行うよう要請した。

**GEFに対する追加ガイダンス:** 事務局が本件について参加者に簡単な報告(FCCC/SBSTA/2006/INF.1)を行った。中国は、プロジェクトサイクル、プロジェクトに対する国家所有権の拡大、適応と技術移転に対するGEFの支援強化などに関するGEFの手続き簡素化をさらに進めることを指示した。Tina Guthrie (カナダ) とOsita Anaedu (ナイジェリア)が資金メカニズムに関するコンタクトグループの共同議長を務める。

**UNFCCC 6条:** 事務局は6条 (教育・訓練・啓発)について4回行われた地域別ワークショップの統合報告書(FCCC/SBI/2006/17)とCC:iNet-情報センターの雛型に関する作業を進めることについての締約国の見解(FCCC/SBI/2006/MISC.15)を紹介した。国連環境計画 (UNEP) は6条に関連する諸活動について報告を行った。多くの締約国がこうした報告書を称賛した。スイスは、キャパシティビルディングと6条の間のシナジー効果を追求するよう助言した。Marie Jaudet (フランス)が非公式協議を行う。

**UNFCCC 4条8項および4条9項:** 事務局はセッション内ワークショップ(FCCC/SBI/2006/13、FCCC/SBI/2006/18、FCCC/SBI/2006/19)について簡単に報告。ガーナは、適応に関して最近行われたアフリカのワークショップについて述べた。EUは、2007年にはさらに多くの地域別ワークショップが予定されているとし、COP 13では更なる取組みがあると期待すると述べた。Angela Churie-Kallhauge (スウェーデン)とSamuel Adejuwon (Nigeria) が気候変動の対応策に関するコンタクトグループの共同議長を務める。

**LDC (後発開発途上国) に関する問題:** 事務局とLDC 専門家グループ (LEG) のBubu Pateh Jallow議長がLDCの諸問題と国別適応行動計画 (NAPA) の進捗状況 (FCCC/SBI/2006/23)について報告した。EUは、NAPA策定、およびNAPA実施モニタリング、適応措置のベストプラクティスという基準整備におけるLEGの役割について強調した。シエラレオネ、タンザニア、モザンビークは、NAPAの策定および実施の重要性を強調した。Becker 議長により結論書草案が作成される予定。

**UNFCCCの下でのキャパシティビルディング:** 事務局は、キャパシティビルディング実施、GEFのキャパシティビルディングのパフォーマンス指標、モニタリング(FCCC/SBI/2006/5; FCCC/SBI/2006/16; FCCC/SBI/2006/22)および活動状況の定期的モニタリングに関する締約国の見解(FCCC/SBI/2006/MISC.4、Corr.1 and Add.1)について報告した。タンザニアは、G-77/中国の立場から、本件に関して合意に達することが重要であるとし、キャパシティビルディングのモニタリングに関する既存の報告メカニズムを活用できると主張。この案について、日本、米国、EUが、支持した。Crispin d' Auvergne (セントルシア)とHelmut Hojesky (オーストリア) がコンタクトグループの共同議長を務める。

#### 吹き抜けの廊下にて

AWGのセッション内ワークショップが廊下でのちょっとした話題を提供した模様。幅広い筋から忌憚のない議論が行われたと見られているが、一方でワークショップは“シャドーボクシング”の練習のようだと言及する参加者もあり、“たった一つのビジョン、たった一つの真実というものには存在しない”などという所感をもち出す者もあった。しかし、他方では「今後しばらくはコンセンサスはおそらく出てこないだろう」と前向きな見方を示していた。“少なくとも我々は今はこうした問題についてオープンな話し合いをしているのだから”と、ある政府代表。今後のAWG ワークショップのテーマについては現在、協議中である。

長期約束に関するロシアの提案も論議の的となった。火曜に行われた非公式協議では明らかに突破口を見いだせず、最新の議論はあるオブザーバーのコメントを借りるとどちらかといえば“お題目決めの戦い”に終始している。とはいえ、速報をきく限り、ロシア提案は当面、2013年以降の問題に関する、いわゆる“マルチトラック・プロセス”の一部を成すことになりそうだ。

**NEDOからの委託により GISPRI 仮訳**